

おくやま子ども会・会則

- 第1条（名称） 本会を「おくやま子ども会親の会」とする。
- 第2条（目的） ①おくやま子ども会の発展のために学生の運営に協力し、会の円滑な運営に援助を与える事を目的とする。
②親の積極的参加と親睦を図り、相互の連絡を行う。
- 第3条（行事） ①おくやま子ども会への参加
②会の運営は親の会において検討し決定する。
③おくやま子ども会には保護者、またはそれに代わる者同伴で参加する。それが無理な場合は参加できない。会中に保護者が途中退席する場合は、その間それに代わる者が同伴する。
- 第4条（入会） 新年度入会は、前年度の3月末日までに会長のもとまで連絡のあったもののみとする。
- 第5条（退会） 原則として自由とするが、その旨を事前に和歌山大学STEP所属の学生まで連絡すること。
- 第6条（会員） 会員はおくやま子ども会参加の保護者及び本会に賛同するものをもってこれにあてる。なお会員は登録制とする。
- 第7条（役員） 親の会に以下の役員をおく。
会長（1名） 会長は親の会を代表し親の会を総括する。
副会長（2名） 副会長は会長の補佐をする。
班長（若干名） 班長は会の決定を各班の会員に通知するとともに各班の会員の意見を会に反映する。
- 第8条（役員を選出） ①役員は会員の互選とする。
②任期は1年とする。
③3月に役員を改選する。
- 第9条（総会） ①総会は年1回とし、3月に開催する。総会の協力事項は各役員（会長・副会長・班長）が会員の意見を反映し提出する。
②総会は本会の決定機関とし原則として会員は出席するものとする。また、やむをえない事情で総会を欠席する場合は委任状をSTEP部長まで郵送することとする。
③重要かつ緊急を要する事項を決定しなければならない場合、臨時総会を開催することもあり得る。
- 第10条（会計） ①おくやま子ども会の年会費は3000円とし、会員は必ず支払わなければならない。
②各月の参加費は1人あたり1000円とし、支払いの方法は以下の通りとする。
・ おくやま子ども会参加時ごとに参加費を支払う。
・ 不参加のときは支払わなくてもよい。
・ 万が一運営上の理由により、学生リーダーが付けられないなど、やむをえ

ない事情が発生した場合には参加費の半額を返金することとする。

- ・ 月によっては材料費などの関係で特別会計を組むことがありそれについては別途支払うこととする。

③保険代については、おくやま子ども会参加の子ども一人につき30円ずつ支払う。これは第10条・②に示した各月の参加費（1000円）に含む。

④万一不幸などがあった場合、慶弔金は会計のほうから出すこととする。ただしこれらはすべて会員である子ども本人に限る。

- ・ 死亡した場合・・・1万円
- ・ 入院した場合・・・1万円
- ・ 被災した場合・・・1万円

また学生についても同じ金額とする。

第11条（改正） おくやま子ども会親の会会則改正は原則として総会で行う。

第12条（最低出席回数） 特別な理由を除き、年間二回以上出席しなかった場合は退会の対象とする。

第13条（休会） 休会は3年までとし、3年をこえた場合は退会の対象とする。
もし、3年を超えても継続したい場合は、入会待ちの1番うしろにまわることとする。

第14条（成人の会員について） 20歳になった会員は、退会の対象となるものとする。
18歳になった時点から、20歳の退会までの2年間を退会準備期間とする。卒業する年度のはじめに、その卒業対象者へSTEP部長が奥山GMCの情報の資料を郵送する。

第15条（緊急時の対応について） インフルエンザや自然災害を含む、緊急時での子ども会への参加については、参加する会員の自己判断・自己責任で参加決定を行う。

昭和58年4月1日 施行
平成13年3月7日 改正
平成16年3月4日 改正
平成17年3月11日 改正
平成18年3月1日 補足
平成19年3月13日 改正
平成20年3月13日 改正
平成21年3月12日 補足
平成22年3月23日 補足
平成23年3月16日 補足
平成23年3月27日 補足